

日本共産党を代表されました、村井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、TPPの参加協議についてであります。TPPは、農林水産業をはじめ、我が国の産業経済、国民生活全般に大きな影響を及ぼすものであります。

このため、国民に対する十分な説明と国民的な議論が必要であると、考えております。

以上

次に、税と社会保障の一体改革及び新年度福山市の予算編成方針についてであります。

税と社会保障の一体改革につきましては、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革であります。

社会保障における地方が果たしている役割を踏まえ、国と地方の真摯な協議により、整理すべきものであると考えております。

次に、新年度予算編成についてであります。

歳入では、主要な一般財源である市税は、法人市民税や固定資産税を中心に、大幅な減少となる見込みであり、歳出においても、扶助費や医療、介護などの社会保障関係費の増加が見込まれるなど、引き続き、厳しい財政環境下での予算編成になると考えております。

こうした中にあっても、本市が将来にわたって、拠点性と求心力を備えた、活力と魅力あるまちづくりを進めていくため、これまで計画的に積み立ててきた基金の有効活用を図るなど、可能な限り財源を確保するとともに、「再（Re）」の取り組みを着実に進め、一層の施策の選択と財源の重点化

を図る中で、持続可能な財政運営を基本に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上

次に、医療・福祉行政についてであります。
まず、介護保険制度についてであります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援者などに対して、配食・見守りの生活支援サービス等と介護予防サービスを利用者の選択により一体的に提供するものであります。

事業の導入につきましては、市町村の主体性が重視され、また、高齢者の地域での生活を総合的かつ柔軟に支えることが出来るように意図されています。

現段階では、政省令の改正や指針等が公布されておりませんが、要介護認定において、「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対して、切れ目のないサービス提供が可能となる等の利点もあり、導入に向けて検討を進めているところであります。

次に、来年度からの介護保険料につきましては、今後、必要な事業量をさらに精査するとともに、国が検討している介護報酬の改定を反映させ、新たな保険料を認定することとしています。

高齢化が急速に進展する厳しい情勢の中で、持続可能な制度とするために、一定程度の保険料の増額をお願いせざるを得ないものと考えております。

以上

次に、国民健康保険についてであります。

まず、保険税についてであります。

国民健康保険制度の維持に向けて、これまでも、国の責任において、十分な財政措置を講じるよう、全国市長会を通じ、要望を行ってきたところであり、引き続き、国に対し、強く働きかけてまいる考えであります。

また、新年度の保険税につきましては、引き続き、後期高齢者支援金や介護納付金などの拠出額の増加が見込まれることから、一定程度の引き上げは避けて通れない状況にあると考えております。

今後、国の動向を的確に把握し、被保険者負担の在り方について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、資格証明書についてであります。

資格証明書の交付につきましては、国の基準に加え、本市独自の適用除外基準を設けてきたところであり、交付に当たっては、実態調査や納税相談をきめ細やかに行う中で、引き続き、交付抑制に努めて参ります。

次に、一部負担金減免制度についてであります。

一部負担金減免制度につきましては、都道府県単位の広域化を見据え、県内市町とも連携し、調整を図り、本年度、改正を行ったものであり、現時点で、見直しの考えは、持っておりません。

また、制度につきましては、ホームページや広報紙に掲載したほか、保険証送付時に同封する「国保のしおり」などにより、周知に努めているところであります。

以上

次に、障がい者施策についてであります。
新たな障がい者総合福祉法については、総合福祉
部会の提言を踏まえ、法案の作成や予算措置がさ
れるものと考えております。

なお、財源保障につきましては、市長会を通じ
て国に要望しているところであります。

以上

次に、青年、成人の発達障がい者施策についてであります。

まず、居場所づくりについてであります。

- ・ ひきこもりがちな若者に対しては「青少年の自立支援プロジェクト事業」において、
- ・ 発達障がいのある人に対しては「当事者の集い」において、

それぞれ共同作業や社会体験活動を通して、社会に踏み出すきっかけを作る事業を実施しているところであります。

今後も「ひきこもりの人」の支援につきましては、関係機関と連携し対応してまいります。

次に、手帳の発行については、障がい者基本法改正により障がい者の範囲が見直されたところであり動向を注視する必要があると考えます。

相談、診断、就労支援などにつきましては、相談支援事業を活用して関係機関との連携を進めております。

ホームヘルプサービス、グループホームなどの障がい福祉サービスについては、障がい種別に関わらず、個々の利用者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めているところであります。

以上

次に、小児救急についてであります。

福山・府中二次保険医療圏の休日・夜間の小児二次救急は市内4医療機関の輪番制により対応しておりますが、各医療機関とも常勤の小児科医等の不足により、その運営に支障をきたしている状況であります。

このため、県と連携を図る中、鋭意医師の確保に努め、市民病院を含む4医療機関で、市民が安心できる小児二次救急医療体制の構築に向けて取り組んでいるところであります。

次に、医師確保につきましては、広島県や県内市町は、医師の確保や地域偏在・診療科偏在を解消するため、本年7月、財団法人 広島県地域保健医療推進機構を設立し、地元出身医師の確保を目的に、医師育成奨学金制度を設けたところであります。

本市においても、この制度を積極的に活用し、必要な診療科の医師確保に努めてまいります。

次に、乳幼児等医療費助成制度の拡充についてであります。

この制度は、県制度を踏まえ、本市独自に助成対象年齢を拡大して実施しているものであり、現段階では、制度を拡充することは考えておりません。

なお、通院費の助成を小学校卒業までに拡大した場合の必要額は、約 9 億 2 千万円となります。

また、入・通院ともに中学校卒業までに拡大した場合は、さらに約 2 億 8 千万円が必要となり、合わせて、約 1 2 億円となります。

重度心身障がい者医療費助成制度についても、本市独自で一部負担を軽減しており、拡充することは考えておりません。

無料化に必要な予算額は、約 1 億円となります。

以上

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。

本市の住宅改修にかかる助成制度といたしましては、日常生活用具住宅改修費給付事業や木造住宅の耐震改修補助事業及び高齢者・障がい者住宅整備資金貸付などがあります。

新たな助成制度を創設することは、考えておりません。

以上

次に、放射能に汚染された震災がれきの受け入れについてであります。

現在、国において災害廃棄物の処理について、ガイドラインの策定や各種基準の見直し等がなされており、来年の1月ころには、方針が示されることとなっております。

今後、国が示す具体的な災害廃棄物の処理方針を注視し、市民の安全・安心を基本に、情報開示を含め、適切に判断してまいりたいと考えております。

以上

次に、給食食材の安全確保についてであります。

子どもたちに安心・安全な給食を提供することは重要と考えおります。

原発事故後、国においては、食材ごとに「暫定規制値」を定め、流通する食品の安全性を確保しているところであります。

また、国の暫定規制値を超える恐れのある食品が、市内に流通しているとの情報を確認した時には、速やかに適切な措置を講じるとともに、ゲルマニウム半導体検出器を整備している国、県の検査機関と連携して検査を実施することとしているところであります。

なお、直ちに検査結果が必要となる危機管理事案が発生した場合には、市内の検査機関の活用も含め、適切な対応をしてまいります。

以上

教育行政についてお答えいたします。
はじめに、広島県人事評価についてであります。
現在のところ、県教育委員会から、制度の詳細については示されておられません。

今後、制度の趣旨を踏まえ、適切に対応をしていきたいと考えております。

次に、教職員の多忙化解消と健康管理についてであります。

教職員の多忙化解消につきましては、入行退校記録等により勤務実態を把握する中で、業務の精選や適切な校務の情報化を推進することにより、効率的な学校運営となるよう努めてまいります。

指導要録の学籍の記録につきましては、より効率的な方法を検討した結果、各校で印字できるようなシステムを整えたところであります。

修学旅行引率教員の拝観料等につきましては、今後、負担がかからないよう努めてまいります。

次に、少人数学級についてであります。

36人以上の学級は、本年度5月1日現在で、小学校は、

2年生が20学級、3年生が32学級、4年生が15学級、5年生が21学級、6年生が28学級、

中学校は、

1年生が47学級、2年生が53学級、3年生が49学級となっております。

次に、中学生逮捕事案についてであります。

別室指導における指導体制につきましては、学校や生徒の実態に応じ、指導内容、期間、方法、場所等について十分配慮し、管理職、該当学年の教職員や生徒指導部が綿密に連携を図り組織的に進めております。

35人学級につきましては、現在、県、市の事業により、少人数指導のための非常勤講師を配置するなどして、よりきめ細かな指導が出来るよう対応しているところです。

新教職員定数改善計画に基づく35人学級の実施を強く願っており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、就学援助の医療券についてであります。

医療費請求申請書の提出期限後の状況について精査したところ、虫歯の治療について一部事例があったことから、年間を通した使用について、対応してまいる考えであります。

次に、中学校給食についてであります。

本市では、食育基本法に基づいて福山市食育推進計画を策定し食文化の継承や地産地消、食の安心・安全に数値目標を掲げ取り組んでいるところです。

中学校における食育につきましては、学校ごとに食に関する指導の全体計画を立て、各教科・領域において取り組んでいます。

なお、中学校給食につきましては、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

以上

次に、建設都市行政についてであります。

まず、幹線道路建設計画についてあります。

道路をはじめとする公共事業は、社会・経済活動を支える基盤を形成するうえで必要不可欠なものであり、事業については、十分精査をし、予算措置がされていると考えております

一方、東日本大震災の復興に対しましては、財源確保も含めて、国の責任により措置されるものと考えております。

また、国の道路事業における費用便益分析マニュアルは、11名の学識経験者で構成された第三者委員会において、各界各層からの意見等を踏まえて、公正な立場で客観的に議論され、策定されたものであります。

福山道路等の幹線道路網は、本市が持続的に発展するため、必要な都市基盤であり、都市計画決定の段階から、計画の周知に努めてきたところであります。

今後とも、事業者と連携して、関係地域の合意形成を図る中で、整備を推進して参ります。

次に、神辺川南まちづくりについてであります。

審議会の委員は、土地区画整理法により、施行区域内の宅地所有者及び借地権者の内から、それぞれ選出されることとなっており、この度、1名の借地権者を、選出することとしているものであります。

今後とも法令に則って、事務手続きを進めてまいります。

次に、鞆のまちづくりについてであります。

鞆の町は、万葉の時代からの潮待ちの港として栄え、歴史と伝統・文化が息づく、本市が誇りうるべき地域資源であります。

それが、今や、著しい人口減少や高齢化が進行し、町の存続さえ危ぶまれる状況となっております。

こうした中で、本市としては、鞆が有する歴史的資源や景観を守るためには、まずは鞆に暮らす生活者が当たり前の利便性を享受した上で、安心・安全に暮らし続けられる「まち」に再生し、内外からの観光客が安心して訪れられる「まち」に活性化していくことが必要との考え方に立って、2009年（平成21年）8月、「鞆地区まちづくり整備方針（素案）」を作成したところであります。

その中で、埋立架橋事業をまちづくりのプロローグに位置付けているところであります。

今後、県主催の住民協議会の動向や、県知事の判断を見極める必要はありますが、本市の基本的な考え方としては、「整備方針（素案）」について、地元の意見を十分に聞かせていただく中で、早期に成案化し、鞆の総合的なまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

以上

次に人権行政についてであります。
本市では、「福山市人権施策基本方針」にもとづき、「人権文化が根付いた地域社会」の実現に向け、市民との協働により、様々な人権問題の解決をめざした取組を進めております。

部落解放同盟福山市協議会への補助金については、同和問題をはじめとした、さまざまな人権問題の解決に有効であり、公益に資すると判断するなかで、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける事務所の使用許可については、他の公共施設の使用許可と同様、当該団体の活動内容が福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可しているものであります。

なお、住民学習については、市民の自主的、主体的な取り組みにより、様々な人権問題を取り上げながら学習会が展開されているところであります。

以上